

矢掛町災害復旧等融資利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模な災害や経済危機等により経営の安定に支障が生じている町内の中小企業者等で、町長が指定した災害復旧等に必要となる融資を受けた者に対し、その融資の支払利子の一部を、予算の範囲内において補給する矢掛町災害復旧等融資利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内の中小企業者等 町内に主たる事業所を有する事業者をいう。ただし、町長が必要と認めた者はこの限りではない。
- (2) 災害復旧等に必要となる融資 岡山県が岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に規定する「危機対策資金」のうち、町長が別に指定する災害又は経済危機等に起因する要件により実施された融資をいう。
- (3) 基準利率 利子補給額の算定にかかる、この要綱により利子補給金の交付を受けようとする者が負担すべき利率

(災害復旧等の指定)

第3条 町長は、矢掛町内において大規模な災害又は経済危機等により経営の安定に支障が生じたと判断したときは、災害復旧等に必要となる融資及びその要件を指定することとする。

(交付対象)

第4条 利子補給金の交付対象は、災害復旧等に必要となる融資を受けた町内の中小企業者等で、次の要件を備えた者とする。

- (1) 矢掛町内で1箇年以上継続して商工業等を営んでいる者
- (2) 町税を完納している者

(利子補給の期間及び利子補給額算定)

第5条 利子補給期間は、災害復旧等融資の返済が終了するまでとし、基準利率は町長が別に指定する。

- 2 利子補給額は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間の利子の支払額（延滞利子を除く。）により算定し、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(利子補給の承認等)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする者は、矢掛町災害復旧等融資利子補給金承認申請書（様式第1号）を、町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、必要な書類を添付するものとする。

3 町長は、第1項の申請書を受け付けたときは、速やかに必要な審査を行い、適当と認められた場合は、矢掛町災害復旧等融資利子補給金承認書（様式第2号）により通知するものとする。

4 町長は、前項の審査により不適当と認められた場合は、矢掛町災害復旧等融資利子補給金不承認書（様式第3号）により通知するものとする。

（借入条件の変更）

第7条 金融機関において借入条件が変更されたときは、速やかに矢掛町災害復旧等融資借入条件変更報告書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（交付申請）

第8条 第6条第3項において承認を受けた者が、利子補給金の交付を受けようとするときは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間に係る利子補給金の額について、矢掛町災害復旧等融資利子補給金交付申請書兼納付状況確認同意書（様式第5号）に借入金融機関の利子払込証明書を添えて、町長が別に指定する日までに提出しなければならない。

（交付決定）

第9条 町長は、前条の規定による利子補給金の交付申請書の提出があったときは、当該申請書を審査し、適当であると認められたときは、矢掛町災害復旧等融資利子補給金交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（請求）

第10条 前条の規定により利子補給金の交付の決定を受けた申請者は、矢掛町災害復旧等融資利子補給金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（打ち切り等）

第11条 町長は、利子補給金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、町長は利子補給金の交付を打ち切り、既に交付した利子補給金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 利子補給の承認を受けた資金を目的外使用したとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき。
- (4) その他町長が不適当と認められたとき。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年7月5日から適用する。